

安里長従さんのフェイスブックへの投稿

安里 長従 6月6日 18:58

私の生まれ島、石垣島の自衛隊配備に関する最大の問題点は、島の未来を島のみなさんが決定するための権利（投票権自体）が違法に奪われているということです。これは自衛隊配備に賛成であろうが反対であろうが、それ以前の民主主義の根幹が奪われているという重大な問題です。ぜひ、関心を持っていただければと思います。

以下、私なりに論点を簡潔にまとめましたので一読いただければ幸いです。

石垣市住民投票を求める会（金城龍太郎代表）は、地方自治法第74条に定める有権者の50分の1以上をはるかに上回る、実に石垣市の有権者の約3分の1にあたる1万4000筆余という数の署名を集め、昨年12月20日、自衛隊配備に関する住民投票請求を適法に行いました。

石垣市では、自治基本条例は
(住民投票の請求及び発議)第28条で、

「【第1項】市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

【第4項】市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。」

と定めています。

したがって、今回の4分の1を超え石垣市の有権者の約3分の1である1万4000筆余という数の署名を集めた自衛隊配備に関する住民投票請求は、議会の意見に関係なく、市長が住民投票を実施しなければならないはずですが。

しかし、市長は、2月1日に議会がその請求を否決したことを理由に現在まで住民投票を実施しようとしません。市長をはじめ石垣市は、今回の住民投票請求は自治基本条例28条に定める住民投票の請求ではなく、通常の地方自治法74条に基づく住民投票の請求であるとして、議会が否決した以上、住民投票を実施しないことは違法ではないと考えているようです。

この問題は、上記自治基本条例28条の「所定の手続き」の解釈で、石垣市が「所定の手続き」を定めていないということに起因します。石垣市は、「所定の手続き」を定めていないことを、「理念としての条例。実際に運用されるのは想定していなかった」と述べているようですが、これは明らかに間違った違法な解釈です。

これは、石垣市のHPにも掲載されている石垣市自治基本条例の逐条解説においても明確です。

http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/…/s…/pdf/jichi_kihon.pdf

「【解説】住民投票に関する住民からの請求手続き、議員及び市長の発議について定めたものです。

【第1項】は、本市に選挙権のある者（有権者）が、地方自治法第74条（住民の条例制定改廃請求権）に基づくものの1つとして、「〇〇の住民投票条例」の制定について請求できることを定めています。市民はその代表者が市から認定を受け、1か月以内に市内の有権者の4分の1の連署を集め、市長に提出します。請求を受けた市長は、先ず選挙管理委員会により連署内容の有効無効の審査を経て、有効の場合、議会に付議するとともに、付議するにあたって意見を付することができます。

【第4項】は、第1項の規定による市民からの請求を拒むことができず、その請求があった場合は、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならないことを定めています。」

つまり、自治基本条例28条による「住民の条例制定改廃請求」は地方自治法第74条に基づくものの1つなのです（だからこそ、自治基本条例に記載がない議会への付議についても地方自治法74条に基づいて必要だと石垣市は逐条解説で述べているのです。）。つまり条例で地方自治法74条の要件を緩和している（4分の1以上の請求があれば地方自治法74条が定める議会の意見に関係なく市長は住民投票を実施する義務がある）ものであることは明確なのです。

ポイントは、自治基本条例に基づく住民投票請求の立法事実は、地方自治法に基づく住民投票請求と別の手続き（入り口が別）ではなく、地方自治法74条の住民投票請求という手続きのなかのひとつだということです。

したがって、「所定の手続き」を石垣市が特に定めていない場合、地方自治法に基づく所定の手続きによればいいのであり、地方自治法に基づき所定の手続きにより行った住民投票請求に対して、議会の意見にかかわらず、市長はこれを拒むことができず、市長は、地方自治法に基づく所定の手続きに基づいて住民投票を実施しなければならない義務があるのです。

現在、石垣市議会では、否決された住民投票請求と同じ請求が議員提案で出されて審議がされています。これからはじまる6月議会で採決がなされる予定ですが、このままでは住民投票請求は否決される見込みです。しかし上述のとおり、4分の1を超える1万4000筆余という数の署名を集めた住民投票請求は、市長が住民投票を実施しなければならないという「自治基本条例28条」の趣旨に基づいて住民投票を実施すべきもので、議会はこれを踏まえ採択すべきなのです。

なお、4分の1を超える1万4000筆余という数の署名を集めた住民投票請求は議会が2月1日に否決しましたが、市長は、自治基本条例の要件を満たした請求である以上、議会が出した意見に関係なく住民投票を実施すべき義務が依然としてあることを付言します。

これは、安全保障における右左のイデオロギーなど関係ありません。自治基本条例に定めた要件を満たした住民投票請求を違法に排除し、島の未来を島の人たちが決めるという民主主義の根幹である投票権自体が違法に奪われようとしている問題だからです。

ぜひ、この問題の本質を理解し、石垣市議会や市長の動きを注視し、石垣への自衛隊配備に賛成であれ反対であれ、「それはおかしいだろ」とぜひ声を上げていただければ幸いです。